

常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託

委託業務の名称 常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託

委託業務の場所 いわき市 常磐湯本町 地内

業務委託料 金 9,342,300 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 849,300 円)

契約保証金 金 934,230 円

委託業務の期間 令和5年9月21日 から 令和6年3月29日 まで

いわき市長 内田 広之を甲とし、株式会社ふらゆもり 代表取締役 渡邊 大輔を乙として、次の契約条項及びいわき市個人情報保護条例(平成16年いわき市条例第19号)を遵守のうえ、次のとおり委託契約をする。

(委託業務の内容)

- 第1条 乙は、別紙「特記仕様書」に基づき、頭書の業務委託料(以下「委託料」という。)をもって当初の履行期限(以下「履行期限」という。)までに頭書の委託業務を完了し、事項の示した成果品を甲に提出しなければならない。
- 2 成果品は、次にあげるものをいう。
- (1) 報告書 2部
 - (2) その他資料 1式
- 3 特記仕様書に明記されていないもので必要ある事項については、甲乙協議してこれを定める。その他軽微な事項については、乙は、甲の指示に従うものとする。

(委託業務の調査等)

- 第2条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の進捗状況について報告を求め、又は関係帳簿等について調査することができる。

(委託内容の変更又は中止等)

- 第3条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更、又は委託業務を一時中止することができる。この場合においては、委託料、又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を求めることができる。賠償額は、甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第4条 乙は、天災地変その他自己の責任によらない理由により委託期間内に事業を完成することができないときは、甲に対して、地帯なくその事由を付した書面により、履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要に生じた経費の負担)

第5条 委託業務の実施に関し、発生した損害（第三者に及ぼしたものも含む）のため、必要に生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して成果品を添え、業務完了報告書によりその旨を報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に、提出された成果品について検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となった成果品については補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

(契約の保証)

第7条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、委託者がいわき市財務規則（昭和44年3月31日いわき市規則第17号。以下「市財務規則」という。）第136条第6項（第2号及び第3号を除く。）の規定により契約保証金を免除する場合は、この限りでない

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が确实と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん捕する履行保証保険契約

の締結

- 2 前項第5号の保証を付する場合には、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、委託料の額の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、受託者が、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除するものとする。
- 5 委託料の額の変更があったときは、保証の額が変更後の委託料の額の10分の1に達するまで、委託者は保証の額の増額を、受託者は保証の額の減額を請求することができる。
- 6 契約保証金から生じた利子は、委託者に帰属するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

- 第8条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、乙は甲に対して違約金を付して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の違約金は、委託料の引渡し部分に相当する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、利息の率の割合を乗じて得た額(1,000円未満の額があるときは、その端数は切り捨てる。)を履行遅延の損害金として徴収する。

(委託料の支払い)

第9条 委託料の支払いについては、いわき市財務規則第179条の規定による。

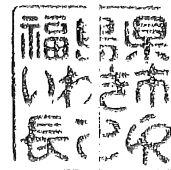
(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償金)

第11条 甲は、乙が各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと、明らかに認められるとき。
- (2) 乙が、正当な理由なしに委託業務に着手しないとき。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第2項に規定する排除措置対象者と認められるとき。
- (4) 前3号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契



約の目標を達することができないと甲が認めるとき。

- 2 甲が、前項の規定により契約を解除したときは、乙は、甲に対し委託料の100分の10に相当する額を、損害賠償金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

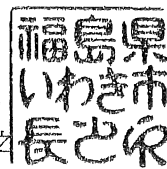
(補則)

- 第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年9月21日

甲 いわき市平字梅本21番地
いわき市長 内田 広之



乙 いわき市常磐湯本町天王崎1番地の168
株式会社ふらゆもり
代表取締役 渡邊 大輔

